

令和 6 年 5 月 2 8 日
 子 ど も ・ 若 者 部
 児 童 相 談 支 援 課

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

世田谷区立産後ケアセンターについては、公共施設中長期保全計画に基づき、令和 6 年度中に 6 か月程度の工事を実施する。工事期間中は騒音や振動、粉じん等が発生するため、施設利用者の安全及び利便性を考慮し、建物全体を休館とする。休館期間中は、代替施設への一時移転により事業を継続実施する。

一時移転に伴い、規定の整備を図る必要があることから、世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例を令和 6 年第 2 回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

世田谷区立産後ケアセンターの位置を代替施設の所在地「東京都世田谷区喜多見 3 丁目 4 番 3 0 号」に改正する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和 6 年 9 月を予定し、同施行規則で定める日から条例を施行する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 6 月	令和 6 年第 2 回定例会に条例改正の提案
9 月	代替施設による事業運営 開始
	現世田谷区立産後ケアセンター 工事 開始
令和 6 年 1 2 月	令和 6 年第 4 回定例会に条例改正の提案
令和 7 年 3 月	現世田谷区立産後ケアセンター 工事 終了
	代替施設による事業運営 終了
	現世田谷区立産後ケアセンターでの事業運営 再開

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号 (略) (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター (2) 位置 東京都世田谷区<u>喜多見三丁目4番30号</u> 第3条～第21条 (略) (略) <u>附 則 (令和6年●月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u> (略)	○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号 (略) (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター (2) 位置 東京都世田谷区<u>桜新町二丁目29番6号</u> 第3条～第21条 (略) (略) (略)